

監査委員告示第8号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

平成25年10月31日

木津川市監査委員 藤原 義明

木津川市監査委員 西岡 政治

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

記

- 1 監査執行年月日 平成25年10月9日（水）
- 2 監査対象部局 市長公室人事秘書課
市長公室学研企画課
- 3 監査の対象 職員の時間外勤務の実態について
学研木津北地区土地利用計画及び具体的な取り組みについて
- 4 監査の方法
監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。
- 5 監査結果
歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。
【人事秘書課】
病気休暇（時間休暇）を取得している職員が、期間中において勤務に復帰し、時間外勤務を行った状況が見受けられた。病気休暇期間中の時間外勤務については、配慮をされたい。
人事秘書課職員において、出退庁時間と時間外勤務実績において時間的

に不一致している状況が多数見受けられた。サービス残業と思われる状況を無くされたい。

人事秘書課職員の平成25年9月の勤務実態の調査を行い結果報告されたい。